

# 令和6年度国民健康保険料の目安

(この表は、世帯のうち1人だけに所得がある場合のものです。)

給与収入 の場合	総所得 金額等	1人世帯		2人世帯		3人世帯		4人世帯	
		基礎分+ 支援分	基礎分+ 支援分+ 介護分	基礎分+ 支援分	基礎分+ 支援分+ 介護分(2人)	基礎分+ 支援分	基礎分+ 支援分+ 介護分(2人)	基礎分+ 支援分	基礎分+ 支援分+ 介護分(2人)
980,000円	430,000円	17,600円	23,100円	26,800円	35,400円	35,900円	44,500円	45,000円	53,600円
1,000,000円	450,000円	31,400円	41,100円	46,500円	61,400円	61,700円	76,600円	77,000円	91,900円
1,250,000円	700,000円	55,500円	72,800円	70,700円	93,200円	85,900円	108,400円	101,100円	123,600円
1,500,000円	950,000円	97,400円	127,700円	94,800円	124,800円	110,000円	140,000円	125,300円	155,300円
1,750,000円	1,148,800円	128,400円	168,400円	140,800円	185,500円	129,300円	165,300円	144,400円	180,400円
2,000,000円	1,320,000円	144,900円	190,100円	157,500円	207,300円	181,700円	231,500円	161,000円	202,200円
2,250,000円	1,493,600円	161,700円	212,100円	174,200円	229,300円	198,500円	253,600円	177,800円	224,300円
2,500,000円	1,670,000円	178,700円	234,400円	209,100円	275,300円	215,500円	275,900円	239,900円	300,300円
2,750,000円	1,843,600円	195,500円	256,500円	225,800円	297,200円	232,300円	298,000円	256,600円	322,300円
3,000,000円	2,020,000円	212,500円	278,800円	243,000円	319,700円	249,300円	320,300円	273,700円	344,700円
3,250,000円	2,193,600円	229,300円	300,900円	259,700円	341,700円	290,100円	372,100円	290,400円	366,600円
3,500,000円	2,370,000円	246,300円	323,200円	276,800円	364,100円	307,100円	394,400円	307,500円	389,100円
3,750,000円	2,558,400円	264,500円	347,100円	294,900円	387,900円	325,300円	418,300円	325,700円	412,900円
4,000,000円	2,760,000円	284,000円	372,700円	314,400円	413,500円	344,800円	443,900円	375,200円	474,300円
4,250,000円	2,958,400円	303,200円	397,900円	333,500円	438,600円	364,000円	469,100円	394,400円	499,500円
4,500,000円	3,160,000円	322,700円	423,400円	353,000円	464,200円	383,400円	494,600円	413,900円	525,100円
4,750,000円	3,358,400円	341,800円	448,500円	372,200円	489,400円	402,600円	519,800円	433,000円	550,200円
5,000,000円	3,560,000円	361,300円	474,100円	391,600円	514,900円	422,100円	545,400円	452,500円	575,800円
5,250,000円	3,758,400円	380,500円	499,300円	410,800円	540,000円	441,200円	570,400円	471,700円	600,900円
5,500,000円	3,960,000円	399,900円	524,800円	430,300円	565,600円	460,700円	596,000円	491,100円	626,400円
5,750,000円	4,158,400円	419,100円	550,000円	449,400円	590,700円	479,900円	621,200円	510,300円	651,600円
6,000,000円	4,360,000円	438,600円	575,600円	468,900円	616,300円	499,300円	646,700円	529,800円	677,200円
6,250,000円	4,558,400円	457,700円	600,700円	488,100円	641,500円	518,500円	671,900円	548,900円	702,300円
6,500,000円	4,760,000円	477,200円	626,300円	507,600円	667,100円	538,000円	697,500円	568,400円	727,900円
7,000,000円	5,200,000円	519,700円	682,000円	550,100円	720,100円	580,500円	750,500円	610,900円	780,900円
7,500,000円	5,650,000円	563,200円	733,200円	593,500円	763,500円	624,000円	794,000円	654,400円	824,400円
8,000,000円	6,100,000円	606,700円	776,700円	637,000円	807,000円	667,500円	837,500円	690,700円	860,700円

65歳以上の年金収入の方※		1人世帯	2人世帯
年金収入 (65歳以上)	総所得 金額等	基礎分+ 支援分	基礎分+ 支援分
1,250,000円	150,000円	17,600円	26,800円
1,500,000円	400,000円	17,600円	26,800円
1,750,000円	650,000円	50,700円	65,900円
2,000,000円	900,000円	92,600円	90,000円
2,250,000円	1,150,000円	128,500円	114,200円
2,500,000円	1,400,000円	152,700円	165,100円
2,750,000円	1,650,000円	176,800円	189,300円
3,000,000円	1,900,000円	201,000円	231,300円
3,250,000円	2,150,000円	225,100円	255,400円
3,500,000円	2,350,000円	244,400円	274,800円
3,750,000円	2,537,500円	262,500円	293,000円
4,000,000円	2,725,000円	280,600円	311,000円
4,250,000円	2,927,500円	300,200円	330,500円
4,500,000円	3,140,000円	320,700円	351,100円
4,750,000円	3,352,500円	341,200円	371,700円
5,000,000円	3,565,000円	361,800円	392,200円
5,250,000円	3,777,500円	382,300円	412,700円
5,500,000円	3,990,000円	402,800円	433,200円
5,750,000円	4,202,500円	423,300円	453,800円
6,000,000円	4,415,000円	443,900円	474,300円
6,250,000円	4,627,500円	464,400円	494,800円
6,500,000円	4,840,000円	484,900円	515,300円
6,750,000円	5,052,500円	505,400円	535,900円
7,000,000円	5,265,000円	526,000円	556,400円
7,250,000円	5,477,500円	546,500円	576,900円
7,500,000円	5,690,000円	567,000円	597,400円
8,000,000円	6,145,000円	610,900円	641,400円

※年金収入の公的年金等控除額は65歳以上(前年の12月31日現在)の方として、総所得金額等を計算しております。

●令和6年度の国民健康保険料の算定の基となるのは、令和5年1月から12月(2023年中)の総所得金額等です。

※総所得金額等とは、〔給与収入-給与所得控除〕、〔事業収入-必要経費〕、〔年金収入-公的年金等控除〕等で社会保険料控除などの各種所得控除前の金額です。

また、退職所得以外の分離課税所得金額(土地・建物の譲渡所得〔特別控除後の額〕や株式等の譲渡所得など)も総所得金額等に含まれます。

(注1) 40歳から64歳までの方は、基礎分+支援分+介護分欄をご覧ください。それ以外の方は、基礎分+支援分をご覧ください。

(注2) 非自発的失業者軽減(倒産・解雇・雇い止めなどにより離職された方の保険料軽減)に該当する場合は、給与所得を100分の30とみなして保険料の算定を行います。

(注3) 国民健康保険料は所得金額が確定する6月に算定を行っており、4月から翌年3月の保険料を6月から翌年3月の10回で納付していただきます。

※保険料についてのお問い合わせは、住所地の区役所保険年金担当課または西部出張所保険係へお願いします。